

# 令和7年度 佐賀県伊万里港東南アジア・台湾 輸出入コンテナ助成制度 Q & A

(令和7年6月9日 作成)

Q① 助成対象者の要件となっている『新規又は前年度の実績を超えて』とは具体的に何を指しますか？

A① 前年度に伊万里港と東南アジア・台湾（以下、『対象地域』）との間で、輸出又は輸入実績が無い事業者が、助成対象期間に対象地域と輸出又は輸入することを『新規』とします。  
また、前年度に対象地域との輸出又は輸入の実績がある事業者が、助成対象期間に前年度実績（輸出入合計）を超えて対象地域と輸出又は輸入すれば、前年度と比較して増加したコンテナ取扱量分が助成対象となります。

---

Q② 対象地域との輸出入であるか否かは、どのように判断されますか？

A② 輸出においては船荷証券(B/L)上の揚荷港／最終船卸港(Port of Discharge)、輸入においては船荷証券(B/L)上の船積港／最初船積港(Port of Loading)が判断基準です。  
国際フィーダー航路を経由して輸出又は輸入する場合は、船荷証券(B/L)上の荷渡地(Place of Delivery)又は受取地(Place of Receipt)が伊万里港になっているものとします。

---

Q③ 『前年度』とは具体的にいつからいつまでを指すのでしょうか？

A③ 令和7年度における本制度の助成対象期間は、令和7年3月1日～令和8年2月28日としており、『前年度実績』は令和6年3月1日～令和7年2月28日の期間とします。  
荷主様からの申し込みに対しまして、前年度期間中における、伊万里港と東南アジア及び台湾との輸出及び輸入の実績内容が確認されることになります。

---

Q④ 前年度にホーチミン港を揚荷港としてベトナムへ『輸出』しており、今

年度は新たにホーチミン港を船積港としてベトナムから『輸入』します。助成制度の対象になりますでしょうか？

A④ 『新規』の対象とはならず、前年度と比較して増加したコンテナ取扱量分が助成対象となります。

---

Q⑤ 前年度に『釜山港経由』でベトナムへ輸出しています。今年度は『国際フィーダー航路の神戸港経由』でベトナムへ輸出しました。助成制度の対象になりますでしょうか？

A⑤ 『新規』の対象とはならず、前年度と比較して増加したコンテナ取扱量分が助成対象となります。

---

Q⑥ 前年度に『新規』に該当する輸出入を行いましたが、助成制度の申請を行いませんでした。今年度も対象地域と輸出入を行いましたが、『新規』として助成対象になりますでしょうか？

A⑥ 前年度実績において、本助成制度への申請有無は関係なく、あくまで取扱実績数で計算しますので、今年度改めて『新規』とはみなされません。

---

Q⑦ 対象地域全体でのコンテナ取扱量（輸出入合計）は前年度から増加していますが、前年度も今年度も『釜山港経由』と『国際フィーダー航路の神戸港経由』が混在しています。助成金単価はどうなりますでしょうか？

A⑦ どの助成金単価が適用になるか、については【Q & A⑦ 別添資料】に事例を挙げて説明いたしますので、ご参照ください。

---

Q⑧ これまでに伊万里港を利用したことなく、今年度にベトナムへ輸出します。『伊万里港トライアル助成制度』との併用は可能でしょうか？

A⑧ 『伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成制度』と『伊万里港トライアル助成制度』は、同一コンテナ貨物での併用が可能です。両助成制度について申請をお願いします。

---

Q⑨ 1社当たりの利用上限はありますか？

A⑨ 『伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成制度』には1社当たりの利用上限は定めていませんが、予算の範囲内で交付いたします。

---

Q⑩ 実績証明はどのように行われますか？

A⑩ 荷主様（もしくは貨物利用運送事業者様）より“伊万里国際コンテナターミナル（株）”へ『実績証明依頼書』と『助成対象貨物明細書』を提出していただき、“伊万里国際コンテナターミナル（株）”にて内容を確認いたします。確認の結果、問題無ければ、実績証明書が発行されます。尚、ご提出いただいた実績内容に疑義が生じた場合には、実績確認の為に船荷証券（B/L）のコピーなどをご提出いただくことがあります。

---

Q⑪ 助成対象者の要件として『原則として1年以上事業活動を継続している事業者』とありますが、子会社へ事業継承を行った場合はその子会社は助成対象者となりますでしょうか？

A⑪ 助成金の交付の申請時点において事業活動期間が1年未満の事業者であっても、助成金交付の申請時点において1年以上事業活動を継続している事業者から正当に事業が引き継がれていると判断できる場合には助成対象となります。

(助成制度の申請・支払に関する問合せ先)

担当：佐賀県伊万里港振興会事務局（伊万里市伊万里湾総合開発課内）

TEL : 0955-23-2466 FAX : 0955-22-4562

e-mail : imariwan@city.imari.lg.jp

(助成制度の内容に関する問合せ先)

担当：佐賀県港湾課／吉田、牛島

TEL : 0952-25-7163 FAX : 0952-25-7315

e-mail : kouwan@pref.saga.lg.jp

以上